

令和7年度 第3回地域クラブ活動協議会

1. 開催日時 場所 令和8年1月16日（金）9：30～11：30
浜松市教育委員会 第1会議室
2. 協議委員の出欠 出席：吉積慶太 嶋野聡 杉田実良 笹原康夫 鈴木美佐男 森下伸弘
桔川増雄 野中崇 守屋謙一郎 中野敬之（代理） 村松還
藤田晴康 宮木広由 松野吉司人 栗田豪 加藤元一 池沼光徳
安田玲（代理）
3. 事務局 浜松市教育委員会学校・地域連携課
4. 協議に関する議事の概要

○吉積委員長

本日の協議に入る前に、事務局より報告事項の説明をお願いします。

○事務局

協議に先立ちまして、第2回協議会（9月）以降の動きとして、4点報告します。

1点目は「国の動向」についてです。本市のガイドラインに先駆けて、昨年12月に国の地域クラブ活動に関する新たなガイドラインが策定されました。来年度より6年間の「改革実行期間」がスタートするにあたり、国の地域クラブ活動に関する基本的な考え方や方向性、各自治体が円滑に推進していくための対応等が示されています。特に、国の要件に沿って市区町村が認定する「認定地域クラブ活動」を基本とした推進体制を構築していくこととしており、本市においては「はまクル認定クラブ」の活動が軸となることと考えます。また、国の令和8年度予算案では、認定クラブへの活動費の援助や経済的困窮世帯への参加費等の支援、さらに平日の地域展開を加速化させるための課題整理等の実証事業等が示されています。

2点目は本市ガイドライン（案）公表後の周知・広報活動についてです。11月から12月にかけて市内6か所で「市民向け説明会」を開催し、約350名の皆様に参加いただきました。指導者や活動時間に関わる意見や認定申請の実務に関する具体的な質問及び要望を多数いただきました。これらの意見や要望については、後ほど協議するガイドラインの修正案にもできる限り反映しています。

3点目は学校調査の結果です。中学校の設置部活動に関する調査においては、市内全部活動の6割強が、9月以降の方向性が定まっていますが、やはり指導者や代表者の確保に課題がある部活動が多くあります。また、全体の約4割の部活動については、依然として方向性が未定となっています。小学5年生、6年生、中学1年生を対象とした調査では、4割弱の児童生徒が地域クラブへの参加を希望しており、適切な活動頻度として「土日のどちらか半日」を希望する回答が65%に達しました。

4点目はロゴマークの選定です。市内の児童生徒から253点の応募があり、最終候補4点を選出しました。来週よりオンライン市民投票を実施し、3月末のガイドライン策定に合わせて決定する予定です。

○鈴木美佐男委員

国として平日の地域展開を加速化しているとのことですが、市としてはどのように考えていますか。

○事務局

従来通り、まずは休日の移行をできる限り円滑に進められるように注力していきます。ただし、国から平日の地域展開における更なる推進を求められていることと、市民の皆様からも平日の地域クラブ活動への移行についての意見や要望もあったことを踏まえ、平日の検討については、来年度から始められるようにスピード感をもって臨みたいと考えています。

○桔川委員

学校設置部活動の方向性を示す調査結果は大変厳しいものであり、これまで以上に、はまクルの魅力伝えていく必要があると感じました。この調査は各部活動の顧問に調査したのか、部活動の保護者会の代表などに調査したのか、調査方法を教えてください。

○事務局

各中学校の管理職に対して調査しています。管理職から各部活動顧問へ確認し、部活動顧問が保護者会等と連携して回答していると予想しています。

○桔川委員

平日の部活動のみで休日の地域展開をしない部活は、文化部の方が多いのですか。

○事務局

現在、休日に活動していない部活動は、美術部や科学部などが多いですが、運動部においても、生徒や保護者の意向もあり、平日の部活動だけで完結させる部活動が若干数あります。

○吉積委員長

現在設置部活動の方向性が「未定」となっている学校が、約4割あるという報告がありました。未定の学校や指導者が見つからなくて苦慮している学校に対して、事務局は具体的にどのような取り組みをしていますか。

○事務局

学校としての方向性が未定の学校は、10月時点で10校ありました。この10校については、担当指導主事が学校訪問し、管理職と今後の方策について、他校の好事例等を共有しながら、意見交換及び助言をいたしました。今後も継続的に支援をしつつ、来年度は学校と地域をつなぐコーディネーター業務が必要と考えます。

○桔川委員

はまクルのガイドラインの説明会について、市民説明会以外に個別に学校等へ説明を行いましたか。

○事務局

教職員を対象とした説明会と、教職員に加えて地域の方を対象とした説明会を合計で5、6校実施しました。

○吉積委員長

市民向け説明会では、電話や対面での個別相談を随時受け付けていることをアナウンスしていることから、連日、クラブ関係者や保護者の方などから問い合わせをいただいています。事務局は丁寧な対応

をお願いします。

では、協議に入ります。本日の協議は、本市ガイドライン案の修正が中心となります。まず協議1の「ガイドラインの構成およびガイドライン案からの追記事項」について、事務局から報告してください。

○事務局

本日の協議は、3月に策定・公表する本市はまクルガイドラインについての提案です。

まず、ガイドラインの構成は、現在公表しているガイドライン（案）の構成から、12月に発出された国のガイドラインに合わせて再構成し、整合性を図っています。はまクル認定クラブの認定要件にかかわる詳細については、すべて別冊資料①から④に移しています。

主な修正・追記箇所を簡潔に説明します。なお、追記箇所については、国のガイドラインに準じつつ、市民の皆様からの意見や要望を踏まえ、修正した部分も多くあります。

「はじめに」では、国のガイドライン策定・公表にかかわる記載を追加しています。「基本理念と活動指針」の平日の部活動の地域展開にかかわる記載については、来年度から実態把握や論点整理を進め、休日の移行が円滑に進んだのちに、平日の地域展開を実施することとしています。「市が目指す地域クラブ活動の在り方及び認定制度」では、認定クラブになることの効果・メリットについて追記しています。また、注釈に公的支援を受けるクラブ員の下限を5名と記載しています。はまクル認定クラブの認定要件の詳細は別冊資料に移し、ここでは認定要件の概要及び有効期間、取り消し等の対応のみを記載しています。

「はまクルの円滑な推進に当たっての対応」では、市における推進体制及び関係団体・大学・企業等との連携について追記しています。そのうえで、認定クラブの活動指針について、10項目示しています。

「指導者」及び「活動内容」については、協議2にて議論していただきます。「活動場所への移手段」、「障がいのある生徒の活動機会」については、新たに指針として追記をしました。

「学校部活動の在り方」では、部活動の在り方の詳細は、「浜松市立中学校部活動運営方針」を参照するように構成しています。「大会・コンクールの在り方」では、引率や運営の従事について追記しました。

「関連する制度の在り方」では、教職員の関わり方、高校入試における認定クラブ活動の取扱いについて追記しています。

協議1では、ガイドライン完成版の構成及び追記事項等について、協議をお願いします。

○藤田委員

クラブの認定取消規定について、「組織的な違法行為を行い」とあります。違法行為は組織的に行われるとは限らないため、「等」を追記してください。加えて、活動指針の中の「保険」に関する記載についてです。「児童生徒が既に加入している浜松市学童等災害共済制度については、クラブ名で団体登録し補償の適用範囲とすることが可能」と書いてあります。保険に入らなくても、児童生徒に対しては補償がされるという認識でよいでしょうか。

○事務局

現行の「中学校地域クラブ」では、学童共済災害の団体登録を必須としています。今回、はまクル認定クラブの要件では、スポーツ安全保険等の保険加入を必須としています。スポーツ安全保険と学童共済は保険の適応範囲が重複しており、クラブ側の申請における事務負担を軽減する観点からも、学童共済への加入は任意としています。

○藤田委員

クラブ員名簿について、「クラブ員の入退会が生じた際はその都度本紙を提出して報告する」とあり

ます。「その都度」ではなく、月初や月末等、ある程度の期間を設けて報告する形はどうか。

○事務局

申請や変更の手続きについては、クラブ側の事務負担の軽減を考慮したいと考えています。電子申請の準備を進めており、なるべく申請や変更手続き等を簡素化できるよう、検討していきます。人材バンクの登録等も同様に考えています。

○森下委員

「市における体制整備」において、「統括コーディネーターの配置」という表記があります。統括コーディネーターの人数、人材の配置について、決まっていることがあれば教えてください。

○事務局

統括コーディネーターの配置等も含め、適切な推進体制を整備できるよう準備中です。現在は、学校・地域連携課が指導課と連携し、担当指導主事が各地域を回り、方向性をつけるのが難しい学校の状況把握や指導助言を行っています。これらを継続しながら、今後は統括コーディネーターを配置し、より丁寧に個別に支援したいと考えています。

○吉積委員長

組織編制に関係するため、複数名の職員を各地域に配置することは難しいと思います。人員や人選について調整を進めています。確定した後、役職名等は変わるかもしれません。

○野中委員

「関係機関・大学・企業等との連携」について、民間企業との連携というのは、クラブへの費用的な支援や指導者派遣等の支援などですか。

○事務局

民間企業との連携・支援の在り方は、大きく4つにカテゴライズできると考えています。費用的な面での支援、指導者や運営スタッフの人材提供、活動場所の提供、物品の提供や貸与です。加えて、企業側の支援の対象も、市全体への支援なのか、市の特定の地域なのか、特定の競技なのか、特定のクラブなのか等分類ができます。連携や支援を希望する企業と、支援を受けたいクラブのマッチングシステムの構築を目指しています。

○吉積委員長

持続可能な取り組みを目指すうえで、企業との連携は重要と考えます。現在も、支援したいという意向を示す企業もあります。意見を丁寧に聞き取りながら、連携体制を考えていきたいと思っています。

協議2に入ります。ガイドライン（案）からの修正内容です。事務局より説明してください。

○事務局

協議2では、市民の皆様からの意見も踏まえ、3つの論点について、記載内容の修正案を提案します。

まず、論点1「指導者」についての内容です。認定クラブの指導者に関する市民の皆様からの意見や要望として、特に指導者の資格の有無及び質の担保にかかわる研修内容等について、意見が多くありました。主なものとして、救急救命講習等の実技研修の実施要望、無資格の指導者の是非、有資格者の研修免除、暴力・暴言・性加害の根絶、そして勤務先の副業申請を見据えた認定クラブ指導者証の発行等

が挙げられます。指導者の質の担保が重要である一方、本市においても、指導者の確保は大きな課題であり、有資格者のみが指導に携われるようにするとすると、受け皿や指導者の確保が大変厳しくなることが想定されます。

それらを踏まえ、指導者に関する記載内容の骨子をご覧ください。主な記載内容として、はまクル認定クラブは2名以上の指導者を「はまクル指導者人材バンク」に登録してもらうこと、「指導者としての資格は求めない」ことを前提としたうえで、指導者資格の取得を推奨する方策の1つとして、有資格者は動画視聴の研修を一部免除すること、救急救命等の実技研修を実施すること、認定クラブの指導者には指導者証を発行すること等を記載したいと考えています。また、各クラブの判断で、OBなどの高校生等を、指導スタッフとして配置することを可能とします。さらに、クラブ員への性暴力防止に関連して、今年12月に運用が開始される「日本版DBS」についても、検討をしていくことを記載します。以上の内容につきまして、協議をお願いします。

○藤田委員

浜松市スポーツ協会が把握している少年団の指導者登録状況ですが、現在指導者が300人弱登録されていますが、有資格者が大半を占めているという状況です。日本スポーツ協会の公認指導者資格については、コーチのレベルもいろいろあり、取得されているレベルが様々であるのが実態です。指導者としての資格は求めず、有資格者の動画視聴型研修を一部免除することは、非常に有効であると思います。

○吉積委員長

指導者登録をしてもらう方は、有資格者において一部の研修は除いたとしても、資格の有無に関わらず、何らかの研修は必ず受けてもらうということによいですか。

○事務局

スポーツ資格に関しては様々な資格がありますので、どの資格であればどの研修の受講を免除するかということは今後検討していかなければなりません。また、浜松市の認定クラブの指導者としてこれだけは理解してほしいということに関しては、全指導者必須の研修として受講してもらう予定です。そのため、今回ガイドラインには一部免除という記載にしました。今後、研修を免除する資格や、免除する研修の内容については、精査・検討をしていきます。

○桔川委員

私も「指導者資格を求めない」に賛成です。ただ、大会参加の点では、指導者に有資格者がいないと出場できないものもあるので、その点は少し問題が出てくるかもしれません。

○事務局

認定クラブの指導者として資格は求めませんが、大会に参加する場合は、一定の指導者資格あるいは協会への指導者登録等が求められる場合があります。各クラブで事前に確認して対応することを「大会・コンクールの在り方」のところで記載しています。

○笹原委員

高校生等をスタッフとして配置することは可能と記載があります。指導者とスタッフはどのように整理されていますか。

○事務局

認定クラブの指導者になる方は、全員人材バンクに登録をすることとします。指導者は高校生を除いた18歳以上の成人です。高校生は指導者ではなく、指導スタッフ・指導補助という立場になります。高校生等に指導のお手伝いとしてクラブに関わらせるかは、各クラブの責任のもとに判断することとなります。よって、認定クラブの指導者は人材バンクに登録し、指導者情報を管理していく点が、指導者とスタッフの違いです。指導や運営のスタッフに関しては、人材バンクの登録は考えていません。

○吉積委員長

地域の高校生などがクラブの活動に関わってもらうということは、非常によいことだと思います。こういったスタッフは、その指導者の補佐をすることになると思っております。

資格に関しては、大会に参加するために、必ずチームの中に有資格の指導者がいないと参加できない大会が一定数あって、スポーツ少年団等は大会に出るために必要な資格を取るために、指導者が講習を受講しています。資格によっては取得後も何年かに1回、費用負担を伴う更新講習を受ける必要があります。資格は、個人に属するものですから、団体がなかなかサポートできないので、金銭的な負担、講習の負担等を考えても、「有資格者ということまでは求めない」というところから始めるのがよいと思います。

指導者に関わる記載内容の骨子については、事務局の提案どおりでよいですか。（各委員同意）

では、提案通りで文章化します。次に、論点2「活動時間と休養日」について、事務局より説明してください。

○事務局

論点2「活動時間・休養日」についてです。市民の皆様から最も多くのご意見をいただいた部分です。特に認定クラブの運営団体・実施主体として前向きに検討を進めている少年団等のクラブ関係者の皆様からは、「土日どちらか3時間程度」という規定が、クラブとしての多様な活動を展開するうえでの障壁となっているとのことです。平日の部活動も合わせて考えれば、週4日の活動日は確保していますが、休日だけに焦点を当ててしまうと、休日に比較的自由な運営のもとに活動している少年団の小学生との活動と、「土日どちらか3時間程度」という制限でしか活動できない中学生の活動が比較され、認定クラブになるデメリットとして捉えられてしまうという認識をしています。

一方で、認定クラブとしてある程度の活動制限の規定をしないと、指導者の思いが優先され、長時間の活動が助長されてしまうことを危惧する意見も多くあります。また、児童生徒対象の調査結果でも、地域クラブ活動に参加したいと考える児童生徒の65%は「土日どちらか半日の活動」を希望しており、自分の自由な時間を確保したいと考える児童生徒が多い現状です。

国のガイドラインにおいては、原則は休日も1日以上休養日を設けるとしながらも、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことを想定し、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まることを前提に、「休日に2日間連続して活動を行うことなどの柔軟な対応を可能とする」との記載がされています。地域クラブに携わる方々の非常に高い関心がある内容であり、市としての方向性を再検討する必要があり、提案をいたします。

活動時間・休養日に関する記載内容の骨子として、まず認定クラブにおける活動時間・休養日の大原則は、ガイドライン（案）通りに「土日どちらか3時間程度」とします。加えて、市民の皆様からの質問が多かった連休等の取扱いについても記載をします。そのうえで、2つの案を提案します。簡潔に言えば、「案1」は「一定の条件で土日両日の活動を認める」というもの、「案2」はまずは従来の規定通り「土日どちらか3時間程度」を進めていくというものです。

仮に「案1」を進めていくとした場合、「一定の条件」の条件案も記載しています。条件として6点示

していますが、これは条件として考えられるものを挙げた形です。例えば、仮に土日両日の活動を可能とした場合も、条件①「活動時間は3時間程度」と条件②「週11時間程度の範囲内」という記載は必要であると考えております。そのうえで、例えば条件④のように、「休日に活動の中心をシフトしていくことを前提とすること」を明確に示すために、「平日の部活動と連動しているクラブ」については、平日の部活動を週2日にすること、あるいは平日の部活動の時間を短縮することなども、教員の働き方改革の推進の点からは一考の余地があります。また、土日両日を可能とした場合の懸念事項として、条件⑤に示した指導を希望する教員のかかわり方や、学校施設の優先使用等の施設の調整の在り方も考慮する必要があります。

今回の協議会では、委員の皆様から多く意見をいただく中で、まずは「案1」もしくは「案2」のどちらの方向性で進めていくべきか協議をお願いします。そのうえで、記載内容の詳細については、次回協議会までに検討し、決めていきたいと考えます。以上です。

○守屋委員

活動時間について、子供たちの意見として、65%ほどの学年もほぼ土日どちらか半日の活動を望んでいるというアンケート結果が出ています。これを踏まえると、私は「案2」かと考えます。

「案1」の難しさは、あくまで平日はまだ学校部活動が継続される中での、休日における柔軟な対応ということになります。平日の学校部活動にも影響する点が、条件を出しながら規定を定めることの難しさだと考えます。一方で、今後平日の移行も見据えて地域で担っていただくことを考えると、規定が厳しいことで地域クラブ化が進まないという懸念もないわけではありません。

ただ、まずは土日両日活動をするようなところは、はまクル認定クラブではなく、私設のクラブとして競技力向上を目的としたクラブとして存在していくこともあり得ると考えます。

○桔川委員

私も「案2」に賛成です。教員の働き方改革を進めながら、地域の方々が受け皿として、ボランティア的に参画する中で、土日両日の活動を認めてしまうと、やり手がいなくなると感じます。受け皿として企業等がきちんと参画してこないと、土日両日の活動はできないと感じます。

○笹原委員

私も「案2」がよいのではと思っています。今後、指導に携わっていただける方から、もう少し活動時間については任せてほしいという意見が出たとのことですが、そのような皆様が、今後地域展開の核となる人材になっていくと思うので、非常に大切にしていかなければいけない意見だと思います。ただ、そのようなクラブへの指導や運営に興味や関心を持っている方の意見だけに合わせてしまうと、逆に指導者不足の懸念があります。指導に携わりたいと考える方を今後幅広く募っていく意味でも、あまりスタートから前のめりになりすぎない方がよいと感じています。来年度以降も、平日の地域展開も見据え、検討を進めていくということですので、まずは休日のスタートは「案2」とし、順次検討を加えて検証しながら進めていくという形でのスタートがよいと思います。

○森下委員

私も「案2」の方に賛成です。今後、平日の部活動を地域展開する方向に向かっていく中で、その際に週11時間程度の活動といった時間制限のようなものと考えて進めていければいいと思います。

○村松委員

私も「案2」が良いと考えています。国が示しているものも、平日の部活動が学校から離れ、休日の

クラブ活動がメインになった場合という前提のもとで、この時間が提示されていると思います。ガイドライン（案）に関しては、浜松市の場合は休日の部活動の地域展開についてのことで、「案2」が妥当と思います。

1点確認したいのは、「案1」の条件案の中で、「指導を希望する教員は土日どちらか1日にする」という点は、働き方改革の面では重要ですが、これを2日にすることは可能なのでしょうか。おそらく自営業の方は土日報酬もらって活動しても大丈夫だと思いますが、教員や民間企業で働いている方にも視野を広げた際に、土日両日の2日間を指導することは、勤務の関係上可能なかどうか教えてください。

○事務局

「案1」の条件案⑤「教員の指導日は原則土日どちらか1日とする」というのは、指導に携わりたい教員は指導をする、指導を希望しない教員は土日のはまクルの活動には関わらないということが大前提です。そのうえで、指導を希望する教員は土日両日の活動をしてよいのではという意見がある中で、中途半端に指導日の制限をすると指導を希望する先生のモチベーションが下がったりと、指導に携わるのであれば思い切り指導したいと考えたりする方もいると思います。ただ、公務員である以上、報酬もらって指導をすることを前提とした申請では、当然ながら従事時間の制限がありますので、その点は考慮する必要があります。本市については、現状の中学校地域クラブの制度においては、土曜日は教員が部活動を指導し、日曜日は教員が関わらない形で活動をするという形が定着していることも加味して提案をしています。

○鈴木美佐男委員

「案1」でも「案2」でもどちらでもよいです。大前提として、活動時間や休養日は各クラブで決めていけばよいことだと思います。最低限の指針だけはきちんと示し、各クラブの実情に合わせてやっていけるように、自由な裁量を増やしておいた方が受け入れてもらいやすいと思います。まずは受け皿となるクラブを増やすことが必要だと思います。

○野中委員

「案2」は国のガイドラインに沿った考え方だと思います。ただ、現実には、例えば日曜日に大会が開催される場合、前日である土曜日に少し練習をして、翌日の本番に備えようという動きがあると思います。中体連の大会では、9月以降も教員が部活動として引率できるので、土曜日ははまクル認定クラブで活動し、日曜日は中体連主催の大会に部活動で参加ということは可能です。しかし、協会主催の大会では、部活動で大会に出場できず、教員の引率はありません。そういったときに、日曜日に大会があるのに、前日の土曜日に練習ができない中で出場するというのは現実的ではないと思います。各クラブの考えもあると思いますが、うまく融通が利くとよいと思いますので、鈴木美佐男委員の意見に賛同します。

○守屋委員

今の意見を聞いて、ガイドライン（案）には「大会に関してはその限りではない」という文言があったと思います。完成版にもこの文言が入れば、「案2」でいけるのではと考えます。

○事務局

現状の浜松市立中学校部活動運営方針だと、この「大会等はその限りではない」という意味合いは、「土日連続して大会が続く場合においては、2日間連続の活動が認められる」ということです。実際、土曜日に大会に参加すれば、日曜日は休みだと思います。しかし、日曜日に大会があったときは、実情

としては、土曜日に少し練習をして大会に臨んでいるという状況もあると思います。そのような状況があるということも考慮していかなければなりません。

○桔川委員

やはり大会がある限りは「案2」の中に「大会等はその限りではない」という文言を入れた方がよいと思います。

○吉積委員長

国のガイドラインは「原則」という書きぶりになっていますが、様々な活動形態が想定されるため、「柔軟に対応する」とも読み取れます。例えば別日の平日の活動を減らしていくのであれば、休日の2日間の活動を認めると国のガイドラインは示しています。学校現場で働いている方と、少しでも受け皿を増やせるようにと考えている地域の方々とは、考え方の違いがあるのではないかと思います。

○中野委員

どちらの意見も本当に大切です。地域展開において一番の目指すところは、浜松市の目指す地域クラブ活動のターゲットだと思います。子供たちが、まずは「楽しみたい」、「親しみたい」というところ、その子供たちの思いを一番大切にしなければいけないと思います。そのうえで、段々と大会に出場したいという思いに繋がっていくことが考えられます。また、子供たちの多くが、「土日どちらか半日の活動がよい」と回答したのは、自由な時間が欲しいということだと思います。個人的には子供を中心に考えて、「案2」でまずは進めた方がよいと思います。

○事務局

様々な考えがあり、方向性を決めていくことが非常に難しい論点かと認識しています。これまで「案2」で周知をできていますので、「案1」にすると、さまざまな解釈の違いから多少の混乱が起こることは想定されます。一方で、最終的には平日も含めて部活動をなくして地域の活動に展開していくのだとしたら、地域の子供は地域で育てるから、もう少し柔軟に対応させてほしいという思いにも、地域展開の根幹に関わるとして、丁寧に寄り添っていく必要があると考えています。「案1」、「案2」のどちらかに決めなければならないということでもないのかもしれませんが、そのような状況であるということをご理解ください。

○吉積委員長

極論を言うと、「案2」にした場合に、毎週土日両日活動するわけではないけれど、何かの事情で土日両日活動を行う可能性があるクラブが申請した場合、そのクラブは、はまクルの認定は受けられないということになるのですか。

○事務局

「土日どちらか3時間程度」ということで進めた場合、「はまクル認定クラブとしての活動は土曜日で、日曜日は少年団として活動すれば問題ないか」という質問を多く受けます。既にそのような解釈で土日両日活動しようと考えているクラブ関係者の方も一定数いることは実感しています。この場合、ガイドラインに違反しているのではないかという意見があがることは容易に想定されます。ガイドラインに違反している可能性がある場合、認定クラブ設置要綱に基づき、クラブの活動状況を確認する必要があります。そのような点も踏まえると、土日両日の活動をある程度柔軟な考え方で運用しておくことは一つの方策であると考えています。

○鈴木美佐男委員

国からは、将来的に平日の部活動も地域展開していくという方針が出ています。つまり将来的には中学校の部活動は完全になくなるわけです。最初から地域の方に任せることを念頭に置き、「案1」を軸に生徒の活動時間や指導者の従事時間等の最低限の指針は示したうえで、クラブの運営をしばるような立ち入ったことはしない方がよいと思います。

○池沼委員

部活動の地域展開については、最初、教員の働き方改革からスタートしたと思いますが、結果的には平日の部活動も地域展開していくということを前提に考えると、指針をきちんと示した上で、「案1」のようにある程度柔軟に条件をつけていく方が、今後の地域展開を進めるうえでもよいと思います。指導者側も、自身が指導するクラブを選べることで、クラブの活動状況によっては指導を希望しないとか、この条件なら指導を行うといった形を選択できるため、ある程度柔軟にした方がよいかと思います。

○吉積委員長

土日両日の活動を積極的に市として勧めることはありません。アンケート結果でも、「土日どちらか半日の活動がよい」と回答している割合が最も高いです。どのような条件であっても、地域クラブ活動の主役は子供ですから、活動時間に関しては、子供たちが土日どちらか半日と選択しているのであれば、私はそれが基本の考え方になると思います。ただ、何かの事情で2日間活動する場合があったときに、それを駄目だと言って、認定クラブ創設の足かせとなることもいがかかと思えます。原則は原則、大前提として定め、柔軟な対応ができる建付けにしていくことも考えなければならないと思います。

○藤田委員

回答の65%が「土日どちらか半日の活動」と回答していますが、残りの35%は「終日の活動がよい」または「両日の活動がよい」などと回答しているので、主役である子供たちの様々なニーズに合った活動ができる環境を目指すという点からも、柔軟な対応ができる体制にしておけばよいと思います。

○杉田委員

市民の皆様の意見や要望にあるとおり、活動したいクラブが条件の緩和を求めていることに対してどうするかという話だと思います。間口は広く取ればよいと思いますし、子供たちにも選ぶ権利がしっかりとあると思います。たくさん活動したい子はやるし、半日しか活動したくない子はやらない。そこは子供たちが選択できるような幅をとっておけばよいと思います。

○嶋野委員

まず、土日のどちらか3時間と決めたのは、中学生は心身が成長段階であるから土日のどちらか3時間にしましょうということが前提なのか、それとも、半数以上の子供たちが土日の活動はどちらか半日にしたいという意見があって、このような議論になっているのかを確認させてください。

○事務局

この「土日どちらか3時間程度」というのは、部活動における歴史の流れの中で、土日両日ともに朝から晩まで活動しているのは、活動として過熱し過ぎであるという点や、子供の体力や負担の部分で心配があるという点が問題となり、まず国のガイドラインとして示されたと認識しています。国の方針を踏まえ、本市の部活動運営方針でも、「土日どちらか3時間程度」と規定しています。また、併せて平日1日と休日1日の週2日の休養日を設定し、今年度9月からは、さらに平日の休みを1日増やし、週当

たり3日の休養日を設定するようにしています。

○嶋野委員

そのような経緯を踏まえると、「案1」のように、平日の活動を少なくしながら休日の活動を多くするというのも1つの案だと思います。そのあたりは子供たちに合わせながら柔軟に対応できるような体制をとった方が、後々いろいろと運用がしやすいと思います。

○事務局

様々なご意見をいただきました。再度事務局の方で検討し、次回の協議会にて提案いたします。今回の協議で定まった最低限の前提としては、「原則は土日どちらか3時間程度」という点と、子供を主体に考えて規定を決めていくという点であると認識しています。ただ、柔軟な対応というところで、どこまでを認めていくかについては、記載内容の表現の仕方も含め、検討します。

○池沼委員

地域の指導者が柔軟に活動することは賛成ですが、教員が携わるとなると、やはり原則として今まで土日どちらか半日ということを守ってきたという部分があり、教員の指導日は原則どちらか1日にすることが条件案にも示されています。子供が主体であることや地域の担い手としての視点は当然ですが、指導に携わる教員の視点として、やはり従事時間が土日も増えてしまって、普段の平日も部活動に携わるとなると、時間外在校等時間が増えてしまいます。指導に携わりたい教員の視点も持ち、条件等に反映していただくことをお願いします。

○守屋委員

ガイドラインの記載内容に、大会等の扱いについての文言を盛り込んでほしいと思います。また、休日については「基本的に部活動は行わない」という前提を記載のうえ、「ただし…」と続くような追記にした方がより分かりやすくなると思います。関連して、大会・コンクール等の在り方について、はまクル認定クラブの大会参加は、年間の回数の規定がないのですか。

○事務局

はまクル認定クラブとしての大会参加の回数については、現状のガイドライン（案）では、浜松市立中学校部活動運営方針に準拠することとなっています。しかし、総じて柔軟な対応を考えたときに、認定クラブまで大会の参加回数を制限する必要があるのかということになります。その辺りも含め、再度検討します。

○吉積委員長

最後に論点3の「はまクル認定を受けない地域クラブ及びはまクルの趣旨に沿った体験機会の取扱い」について、事務局より説明してください。

○事務局

論点3は「はまクル認定を受けない地域クラブ及びはまクルの趣旨に沿った体験機会の取扱い」についてです。様々な関係機関の皆様から、認定クラブにならないとはまクルとしての活動は認められないのかといった意見がありました。国のガイドラインでも、地域クラブ活動の基本は「はまクル認定クラブ」のような市区町村が認定する地域クラブ活動となりますが、認定を受けない地域クラブも認定クラブに準じた活動が求められるという文言もあります。

また、地域展開に伴い、これまで部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の体験機会が減ることが懸念されており、実際の調査でも地域クラブ活動に参加したい児童生徒の割合が現時点で5割を切っていることも示されています。

スポーツ及び文化振興の側面からも、認定クラブの活動だけにこだわることなく、広く生徒のスポーツ・文化芸術活動の体験機会を確保していくことが重要であると捉え、前回の協議会での協議も踏まえ、「はまクル」の定義を「浜松市が認定する地域クラブ」から「浜松市が目指す地域クラブ活動」に変更し、ガイドライン（案）を公表したところです。

そのうえで、今回完成版への記載事項として、はまクル認定クラブではない様々なクラブの活動も、生徒の休日の過ごし方の選択肢であり、それらの活動は阻害されるものではないこと、そして期間限定の練習会教室、市や企業主催のイベント、協働センターの文化講座等、どの生徒でも参加できて、楽しむ、親しむことができるようなはまクルの趣旨に沿った活動を「はまクルイベント」の形で後援し、認定クラブ同様に、はまクルのポータルサイトで広く周知していきたいと考えています。中学生が休日の過ごし方を決めるうえで、ポータルサイトを閲覧すれば、様々な体験機会に触れられるような形が理想です。ただし、この「はまクルイベント」については、後援としてのポータルサイトへ周知を主とするものであり、その他の公的支援の対象とはしないこととします。以上です。

○松野委員

文化振興財団です。非常によい提案だと思うので、ぜひ進めてほしいです。当財団に限らず、市の様々な部署が、中学生を対象にいろいろなことを行っています。それを一元的に検索できるシステムはなかなかありません。大人になってからの生涯学習に繋がる面もあります。ぜひお願いします。

○栗田委員

スポーツ振興課です。当課としてもこのような取り組みをぜひ進めていただきたいです。来月に浜松シティマラソンを予定していますが、今年初めてボランティアとして中学生の募集をかけたところ、200名弱の生徒に協力いただけることになりました。そのようなボランティア活動も、休日の過ごし方の1つとして捉えて取り組む生徒がいてもよいと思います。その窓口として、ポータルサイトがあることは望ましいと考えております。

○吉積委員長

これまでいろいろな民間の企業との話の中で、中学生を対象にした休日の新たな事業を考えてみようという話や、はまクルの目的等に賛同して様々な活動の機会を創出したいという提案をいただいています。そのような取り組みを市として積極的に後押しして、子供たちの活動の機会の確保を実現したいと考えています。はまクル認定クラブではなくても、その趣旨に合った活動やイベントに対して、市で認証したり、後援したりするような取り組みはぜひやっていきたいと思っています。

以上で本日の協議会は終了となります。次回の協議会で、ガイドラインの最終案等を事務局より提案いたします。本日はありがとうございました。